

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号） 第33条第4項	高額所得者に対する明渡しの期限 の延長	建築住宅課

1 審査基準は、盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第33条第4項各号のいずれかに該当する場合とする。

2 標準処理期間は、15日とする。